

監査基準第2条にもとづき、次の監査をしています。

	監査の種類	監査時期
一	財務監査 (自治法199条第1項および 第4項)	計画による対象月 年1回
	未収金監査	7月
二	行政監査 (自治法199条第2項)	計画による対象月 年1回
三	財政援助団体監査 (自治法199条第7項)	6月
四	決算審査 (自治法233条第2項) (公営企業法第30条第2項)	8月(3~5日間)
五	例月出納検査 (自治法235条の2第1項)	毎月(10日~20日の間に実施)
六	基金運用審査 (自治法241条第5項)	毎月(10日~20日の間に実施)
七	健全化判断比率等審査 (健全化法律第3条第1項)	8月